

横浜市立寺尾中学校PTA会則

第1章 名 称

第1条 本会は横浜市立寺尾中学校PTAと称し、事務所を中学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は次の諸項を目的とする。

1. 学校の教育事業を援助するとともに家庭、学校および地域社会における生徒の福祉を増進し、その生活指導に努める。
2. 会員相互の教養の向上と親和をはかり、民主的教育を推進する。
3. 会員と地域社会との協力を促進して、生徒の心身の健全な発達をはかる。
4. 学校および地域社会の教育的環境の整備をはかる。
5. 地域における社会教育の振興に努める。

第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 生徒の福祉のために活動する他の社会団体および機関と協力する。
2. 公立学校に対する適正な支持を確保することに協力する。
3. 自主独立のもとで他のいかなる団体の支配、統制干渉を受けない。
4. 学校管理や教員の人事には干渉しない。
5. 本会および本会の役員、委員、会員の名において、いかなる営利的企業を支持することまた他のいかなる候補者を推薦することをしてはならないし、また責を負わない。
6. 本会および本会の役員、委員、会員の名において、営利的、宗教的、政党的その他本会事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に関することをしてはならないし、またその責を負わない。

第4章 会 員

第4条 会員については次の通りとする。

1. 本会の入退会は任意とする。入会の意思を示すことにより入会とする。また退会は、会員の申し出によりいつでも退会することができるものとする。
2. 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員とし、すべて平等の権利を有し義務を負う。

第5章 総 会

第5条 定期総会は次の通りとする。

1. 5月総会 新会員に関する報告、年度計画および予算の審議ならびに承認。
前年度決算報告、その他必要事項に関する審議ならびに承認。
2. 2月総会 次年度の役員および会計監査委員の選出ならびに承認。
その他必要事項に関する審議ならびに承認。

第6条 総会は会員の5分の1以上をもって成立する。

第7条 総会の決議は投票の過半数の賛成を必要とする。

第8条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の5分の1以上の連署をもって要求のあったとき会長は臨時総会を開かなければならない。

第9条 総会は実行委員会が必要と認めるとき、状況に応じて会議によらず実施することができる。

第6章 役員および監査委員

第10条 本会の役員および会計監査は次の通りとする。

- | | | |
|---------|------|-------------|
| 1. 会長 | 1名 | 保護者 |
| 2. 副会長 | 1名以上 | 保護者 |
| 3. 書記 | 2名以上 | 保護者および教職員1名 |
| 4. 会計 | 2名以上 | 保護者および教職員1名 |
| 5. 会計監査 | 3名 | 保護者 |

第11条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第12条 会計監査の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第13条 役員および会計監査の選出および就任規定は別に定める。

第14条 学校長（副校長）は役員としての資格で本会のすべての会議に参加できる。

第7章 役員および会計監査の任務

第15条 役員の任務は次の通りとする。

会長は

1. 本会を代表し統轄する。
2. 総会および実行委員会を運営する。
3. 役員および校長にはかり常任委員会の委員長および特別委員会の委員長を任命する。なお、必要に応じ副委員長を任命することができる。
4. 常任委員会と特別委員会にのみ委員の資格で出席することができる。
5. 必要ある場合、役員および委員の中から指名により実行委員会の承認を経て諸会合に代表者が出席することができる。

副会長は会長を補佐し会長不在の場合または会長に委任された場合はその代理をつとめる。

書記は

1. 総会および実行委員会の議事ならびに本会の活動に関する事項を正確に記録する。
2. 会長の指示により庶務事項を処理し、記録通信その他の書類を保管する。

会計は

1. 本会のすべての収支を正確に記録する。
2. 年度の予算案を作成し実行委員会の審議を経て年度第1回の総会へ提案する。
3. 年度決算は次年度第1回総会において会計監査を経た決算報告をする。
4. 本会の財産を管理する。

5. 会員の5分の1以上の連署をもって要求のあった場合、監査を経て収支の報告をしなければならない。

第16条 会計監査の任務は次の通りとする。

1. 必要に応じ臨時、会計監査をすることができる。
2. 年度間の会計を監査しその結果を次年度第1回総会に報告する。

第8章 実行委員会

第17条 実行委員会は本会の役員、各常任委員会、特別委員会の委員長および校長（副校長）をもって構成される。ただし、委員長が指名する者の代理の出席を認める。

第18条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
2. 総会に提案する議案書および報告書を作成する。
3. その他総会の決議により委任された事項を処理する。
4. 必要ある場合は特別委員会を設けることができる。
5. 役員および委員長に欠員を生じた場合はそれを選出する。ただし、この場合会員に文書または総会の際に報告する。

第19条 会長に欠員を生じた場合に限り副会長が昇格する。

第20条 実行委員会は毎月1回以上開くことを基本とし、委員の半数以上の出席をもって成立する。

第21条 会員はあらかじめ会長の承諾を得て傍聴することができる。

第9章 委員会

第22条 委員会に常任委員会、特別委員会、役員候補者推薦委員会を置く。

第23条 常任委員会は、広報委員会、保健厚生委員会、成人委員会、校外委員会、学年委員会とする。

第24条 役員候補者推薦委員会および会計監査を除く各種委員会の委員の選出は次の通りとする。

1. 学年委員会は各学年より選出された委員をもって構成する。
2. 校外委員会は各地区を代表する委員をもって構成する。地区を代表する委員は地区ごとに選出する。
3. その他の委員会の委員は各学年より選出された委員をもって構成する。以上の委員は実行委員会の承認を経て会長が委嘱する。

第25条 特別委員会の委員は前条3項に従って選出される。

第26条 役員候補者推薦委員会を除く各委員会の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない

第27条 役員候補者推薦委員会の選出および任務は第13条と関連し、別に定める。

第10章 委員会の任務

第28条 各種委員会の任務は次の通りとする。

1. 広報委員会は本会の活動を会員ならびに同じ目的を持つ各種団体と情報交換をしあう。
2. 保健厚生委員会は生徒および会員の保健衛生ならびに福利厚生をはかる。
3. 成人委員会は会員相互の学習の向上、生涯学習と文化の交流につとめる。
4. 校外委員会は地域での生徒の指導につとめ地域会員相互の連絡と交流をはかる。
5. 学年委員会は学年学級活動を推進させ会員相互の連絡と交流をはかる。

第29条 常任委員会および特別委員会はいかなる事業計画についても実行委員会に、はからなければならない。

第30条 各委員会は必要に応じ運営上の細則をもうけることができる。

第11章 会 計

第31条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄付金を以て充てる。

第32条 本会の資金は、第2章の目的達成のため以外は使用してはならない。

第33条 会費については次の通りとする。

1. 会費は月額とし前納することもできる。
月額350円とし12か月分 合計4200円とする。
2. 会費については、新規入会は当月から、転入等で年度途中での入会の場合は翌月から納めるものとする。

第34条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

第12章 改 正

第35条 本会則の改正は、実行委員会の合意または会員の5分の1以上の連署をもって発議し、総会において過半数の賛成を必要とする。ただし、改正案は総会の7日前までにその内容を全会員に通告しなければならない。

第13章 補 則

第36条 生徒および会員の慶弔および本会に対する功労の規約は別に定める。

第37条 個人情報の取り扱いに関わる規定は別に定める。

第38条 1. 役員の任期については、鶴見区PTA連絡協議会等の活動において、必要と認められた場合は、任期を妨げないものとする。

2. 鶴見区PTA連絡協議会会長校の年度は、役員の人数を定めない。

第39条 本会則に規定の細則は実行委員会において審議し決定することができる。ただしこの場合、次の総会において承認を得るものとする。

付 則	この会則は、	昭和49年 2月23日	全面改正、同年4月1日より施行。
		昭和58年 4月27日	一部改正
		昭和61年 4月26日	一部改正
		昭和62年 4月25日	一部改正
		平成元年 2月25日	一部改正
		平成2年 12月1日	一部改正、平成3年4月1日より施行。
		平成12年 5月20日	一部改正
		平成16年 2月20日	一部改正
		平成18年 2月24日	一部改正
		平成24年 2月15日	一部改正
		平成30年 2月26日	一部改正
		平成31年 3月8日	一部改正
		令和2年 6月12日	一部改正
		令和3年 2月25日	一部改正
		令和6年 11月13日	一部改正
		令和7年 4月15日	一部改正

横浜市立寺尾中学校 P T A 会則 補則細則

補 則 P T A 役員ならびに会計監査選出および任務

(1) 役員ならびに会計監査の選出は、役員候補者推薦委員会をもって選出する。

(2) 推薦委員会は、

実行委員より	2名
オブザーバー、役員より	1名
学校職員より	2名
各委員会より	各1名

以上をもって構成する。

(3) 役員候補者推薦委員会は、推薦委員の互選により委員長を選出し、役員候補者推薦委員会を構成発足するとともに、会員にすみやかに報告する。

(4) 役員立候補者は、役員候補者推薦委員会の発足から役員ならびに会計監査候補推薦公示1週間以内に役員候補者推薦委員会に文書を以って届け出る。

(5) 役員候補者推薦委員会は、立候補者を含め定められた人数の役員ならびに会計監査候補者を推薦する。

(6) 役員候補者推薦委員会によって推薦された役員ならびに会計監査候補者は、2月総会前までに公示しなければならない。

(7) 職員から選出される書記ならびに会計候補は学校人事の関係上5月総会までに推薦される。

(8) 推薦された役員ならびに会計監査候補は2月総会で承認され、次年度の役員ならびに会計監査となる。ただし、職員から選出される書記ならびに会計候補の承認は5月総会とする。

(9) 役員候補者推薦委員会の解任は、2月総会においてその年度の会長が行う。

(10) 常任委員会の委員長選出については2月総会后、新年度の運営を円滑にするため会長が常任委員会の委員長を委嘱することができる。

昭和52年2月26日	施行
平成2年12月1日	一部改正
平成12年5月20日	一部改正
平成16年2月20日	一部改正
平成18年2月24日	一部改正
平成21年9月14日	一部改正
平成24年2月15日	一部改正
令和3年2月25日	一部改正
令和6年2月2日	一部改正

横浜市立寺尾中学校 P T A 慶弔規定

本規定は、P T A 会則 3 6 条により定める。

第 1 章 慶事規定

第 1 条 会員または生徒が本会の目的にそった行動により、公的機関（これに準ずる機関を含む）より表彰され、P T A として祝意を表すに相当と思われる場合は役員会にはかる。

第 2 条 会員または生徒が本会の目的にそった善行により、P T A として祝意を表すに相当と思われる場合は役員会にはかる。

第 2 章 弔意規定

第 3 条 生徒が死亡した場合は、香典 20,000 円を贈り弔意を表す。

第 4 条 会員が死亡した場合は、香典 20,000 円を贈り弔意を表す。

第 5 条 この規定にない事故により、P T A としての意を表すに相当と思われる場合は役員会にはかる。

第 3 章 補 則

第 6 条 本規定における会員の中には教職員は含めず別に定める。

第 7 条 本規定は、P T A 会則第 36 条の規定により実行委員会において改正することができる。

第 8 条 本規定は、昭和 56 年 11 月 4 日 より施行
昭和 63 年 4 月 30 日 一部改正
平成 2 年 12 月 1 日 一部改正
平成 4 年 2 月 29 日 一部改正
平成 6 年 2 月 26 日 一部改正
平成 9 年 2 月 15 日 一部改正
平成 20 年 5 月 26 日 一部改正

横浜市立寺尾中学校 P T A 教職員慶弔規定

本規定は、P T A 会則付則により定める。

第 1 章 慶事規定

- 第 1 条 教職員が表彰を受けあるいは、その他栄誉を担われた場合は下記により記念品を贈呈し祝意を表す。
1. 教職員、校医、薬剤師 5,000 円程度の記念品
(ただし、教職員の永年勤続は除く)
- 第 2 条 教職員の結婚に際しては、下記により記念品を贈呈し祝意を表す。
1. 教職員 5,000 円程度の記念品
- 第 3 条 職員の出産に際しては、下記により記念品を贈呈し祝意を表す。
1. 教職員 5,000 円程度の記念品
- 第 4 条 本校に勤続する教職員の転任、退職に際しては、下記によりその謝意を表す。
1. 教職員、校医、薬剤師 3,000 円程度の記念品
- 第 5 条 この規定にはないが、その意を表すに相当と思われる場合には役員会にはかる。

第 2 章 弔意規定

- 第 6 条 教職員が死亡した場合は、下記により香典、生花を贈り弔意を表す。
1. 教職員、校医、薬剤師 香典 10,000 円
- 第 7 条 教職員の父母、配偶者、子弟が死亡した場合は、下記により香典、生花を贈り弔意を表す。
1. 教職員 香典 10,000 円
- 第 8 条 この規定にはないが、その意を表すに相当と思われる場合には役員会にはかる。

第 3 章 補 則

- 第 9 条 この規定は、役員会において改正することができる。

- 第 10 条 この規定は、平成 3 年 4 月 1 日 より施行
平成 6 年 4 月 1 日 一部改正
平成 9 年 2 月 15 日 一部改正
平成 10 年 11 月 4 日 一部改正
平成 20 年 5 月 26 日 一部改正
令和 3 年 2 月 25 日 一部改正
令和 4 年 12 月 14 日 一部改正

横浜市立寺尾中学校PTA個人情報取扱規定

本規定は、PTA会則37条により定める。

(目的)

第1条 横浜市立寺尾中学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿等及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を順守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供を受ける対象者の氏名
- (3) 提供を受ける情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、これに応じるものとする。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本規定は、平成30年4月10日より施行する。